

テールゲートリフター装着促進助成金交付要綱

平成30年 3月27日 制定
令和 4年 3月23日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う労働対策の一環として、荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）と労災事故の防止を図るため、テールゲートリフター（以下「機器」という。）の導入を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、第3条に定める新品機器を新たに導入する費用に対して助成を行う。会員事業者（以下「事業者」という。）とする。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象となる機器は、別表に定めるものとする。

2 機器の装着にあたっては道路運送車両の保安基準に抵触しないこと。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、事業者が当該年度に新たに機器を装着した事業用自動車を導入又は、事業用自動車に新たに機器を後付装着し構造等変更検査を受けたものに、導入費（消費税及び地方消費税を含まない）の1/2上限10万円とし、1会員あたり3台を限度とする。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式による「テールゲートリフター導入促進助成申請書兼交付請求書」（以下「助成申請書」という。）を、本会に請求するものとする。

2 前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度3月15日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 本会は、第5条の助成申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは事業者に対し助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第8条 事業者は、助成金交付対象の機器導入の日から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ、本会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、本会が別に定める。

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

本要綱は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年3月20日改正)

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月23日改正)